

合併調整項目調整状況

事務事業番号	8002	専門部会名	上下水道	分科会名	下水道	担当部署	経営管理課
事務事業名	下水道使用料						
合併前の事務事業の状況							合併後調整方針(協議会決定)
旧上田市	旧丸子町	旧真田町	旧武石村				
<p>公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業 農業集落排水事業</p> <p>【料金体系】 消費税除く</p> <p>(1)基本料金 ・ 8 m<sup>3</sup>まで1,425円</p> <p>(2)超過料金 ・ 9m<sup>3</sup> ~ 30m<sup>3</sup> : 202円 ・ 31m<sup>3</sup> ~ 50m<sup>3</sup> : 226円 ・ 51m<sup>3</sup> ~ 100m<sup>3</sup> : 248円 ・ 101m<sup>3</sup> ~ 300m<sup>3</sup> : 261円 ・ 301m<sup>3</sup> ~ 500m<sup>3</sup> : 286円 ・ 501m<sup>3</sup>以上 : 299円</p>	<p>公共下水道事業</p> <p>【使用料体系】 消費税除く</p> <p>(1)基本使用料 ・ 10m<sup>3</sup>以下 : 1,500円</p> <p>(2)超過使用料 ・ 11m<sup>3</sup> ~ 30m<sup>3</sup> : 160円 ・ 31m<sup>3</sup> ~ 50m<sup>3</sup> : 170円 ・ 51m<sup>3</sup> ~ 100m<sup>3</sup> : 180円 ・ 101m<sup>3</sup>以上 : 190円</p> <p>特定環境保全公共下水道事業</p> <p>【西内処理区使用料体系】 消費税除く</p> <p>(1)基本使用料(10m<sup>3</sup>以下) : 1,500円</p> <p>(2)超過使用料(10m<sup>3</sup>以上) : 1m<sup>3</sup>につき145円</p> <p>農業集落排水事業</p> <p>【農集排水全処理区使用料体系】 消費税除く</p> <p>(1)基本使用料(10m<sup>3</sup>以下) : 1,500円</p> <p>(2)超過使用料(11m<sup>3</sup>以上) : 1m<sup>3</sup>につき150円</p>	<p>特定環境保全公共下水道事業</p> <p>【特環 菅平処理区使用料体系】 消費税含む</p> <p>(1)基本使用料(10m<sup>3</sup>以下) : 2,470円</p> <p>(2)超過使用料(11m<sup>3</sup>以上) : 185円</p> <p>【特環真田処理区使用料体系】 消費税含む</p> <p>(1)基本使用料(8m<sup>3</sup>以下) : 1,600円</p> <p>(2)超過使用料(9m<sup>3</sup>以上) : 160円</p> <p>農業集落排水事業</p> <p>【農集排水全処理区】 消費税含む</p> <p>(1)基本使用料(8m<sup>3</sup>以下) : 1,600円</p> <p>(2)超過使用料(9m<sup>3</sup>以上) : 160円</p>	<p>農業集落排水事業</p> <p>【農集排水全処理区使用料体系】 消費税含む</p> <p>(1)基本使用料(10m<sup>3</sup>以下) : 1,650円</p> <p>(2)超過使用料(11m<sup>3</sup>以上) : 1m<sup>3</sup>につき165円</p>				<p>合併後3年を目途に、上田市の例にあわせ会計を統一し、法適用化を図る等事業の透明性を高める。</p> <p>使用料は、合併時は現行のとおりとし、新市において、経営状況を推計した上で、適正な使用料水準を定め、段階的改定に努めながら特別の事情を除き、合併後5年を目途に統一する。</p>
合併後調整内容【調整済】							
<p>・ 下水道使用料を統一するため、平成20年度に上田市上下水道審議会に新使用料を諮問し、答申を得て、12月定例市議会に条例改正案を提出し、議決された。平成21年度から新使用料を適用したが、各地区ごとに使用料体系が異なるため、段階的な改定を進め、平成23年度に統一する。</p>				<p>・ 平成20年度において特別会計だった真田公共下水道、同農業集落排水及び武石農業集落排水事業に地方公営企業法を適用、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計に編入し、市内全域において一体的な経営となった。</p>			